

平成18年5月29日

各位

会社名 日本鑄造株式会社
代表者名 代表取締役社長
菅 昌 徹 朗
(コード番号 5609)
問合せ先 取締役人事総務部長
矢 嶋 光 寛
(TEL044-322-3751)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に定めることで採用できる制度等に関し、次のとおり変更を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、定款に定めがあるとみなされた事項に関して、変更案第4条(機関)、変更案第7条(株券の発行)の新設および変更案第11条(株主名簿管理人)に所要の変更を行うものであります。

単元未満株式の権利を単元株式と比較して相当の範囲に制限するため変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主の皆様の利便性を高めるため、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

議決権の行使に関する事項について、定款または取締役会の決議による定めが必要になったことから、変更案第18条(議決権の代理行使)に所要の変更を行うものであります。

取締役会を機動的に運営できるよう、変更案第28条(決議の省略)を新設するものであります。

社外監査役との責任限定契約締結が認められたことに伴い、変更案第41条(監査役の実任免除)第2項を新設するものであります。

(2) その他の変更

株主の皆様への周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告とし、変更案第 5 条（公告方法）の変更を行うものであります。

取締役および監査役が期待される職務をより適正に行えるよう、変更案第 3 1 条（取締役の責任免除）および変更案第 4 1 条（監査役の責任免除）第 1 項を新設するものであります。

(3) 上記のほか、明確のための条文新設ならびに引用条文の変更、用語および一部表現の変更、条文の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2 . 変更の内容

別紙のとおりであります。

3 . 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 1 8 年 6 月 2 9 日

定款変更の効力発生日 平成 1 8 年 6 月 2 9 日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、日本鑄造株式会社と称する。 英文では、NIPPON CHUZO K.K.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種鑄造品、ロール、バルブ、橋梁用機材、その他各種機械並びにプラント類の設計、製作、販売に関する事業及びこれらに付帯する建設工事請負に関する事業 2. 各種鋼材の加工組立及び販売並びにこれに関連する工事請負 3. 土木建築の設計、施工管理、工事請負に関する事業及びこれらに付帯する設備、材料等の製造、販売、賃貸に関する事業 4. 金属粉の製造、販売並びにアルミニウム再生材の製造、販売等資源リサイクルに関する事業 5. 国内産珪砂、輸入珪砂及びこれらの加工処理砂の仕入、加工、販売に関する事業 6. ダイヤモンド及びその他の高硬度物質とこれを応用した各種工具、機械の製造、販売に関する事業 7. スポーツ施設の賃貸及び各種スポーツ用装置、機器、用具類の製造、販売、賃貸に関する事業 8. 不動産の売買、賃貸借及び管理に関する事業 9. 事務用各種機器及びこれらに関連する物品の販売、賃貸に関する事業 10. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>(本店)</p> <p>第3条 当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 1億5,000万株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、</u> 1億5,000万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係わる株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は1,000株とする。</u> <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(株式の名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置くものとし、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り及びその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り、手数料その他株式に関する事項については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 — 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基 準 日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。</p> <p>(議 長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>取締役社長が事故あるときは、取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(基 準 日)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>— 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>— 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第15条</u> 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p><u>第16条</u> 取締役は、株主総会でこれを選任する。 但し、選任決議については、株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>— <u>会社法第309条第2項の規定によるものとされる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 但し、この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p><u>第21条</u> 取締役は、株主総会でこれを選任する。 — <u>取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> — <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p><u>第 1 7 条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第 1 8 条</u> (新 設)</p> <p><u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名及び専務取締役、常務取締役若干名をおくことができる。</u></p> <p>取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集及び通知)</p> <p><u>第 1 9 条</u> <u>取締役会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その通知は、各取締役及び各監査役に対し会日から 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第 2 2 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 2 3 条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>— <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名及び専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>— 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 2 4 条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 2 5 条</u> <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前までにこれを発する。</u></p> <p>但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>— <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第 2 6 条</u> <u>取締役会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>— <u>取締役会長及び取締役社長に事故又は欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定められたその他の取締役が、その順序に従いこれに当たる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>
(新 設)	<p>(決議の省略)</p> <p><u>第28条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。</u></p>
(新 設)	<p>(議事録)</p> <p><u>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>前条の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</u></p>
(取締役会規則) 第20条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める規則によるものとする。	<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で定める規則による。</u></p>
(新 設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第 2 1 条</u> 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p><u>第 2 2 条</u> 監査役は、株主総会でこれを選任する。 <u>但し、選任決議については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席することを要する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第 2 3 条</u> 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 2 4 条</u> 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日から 3 日前までに発するものとする。 但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第 3 2 条</u> (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p><u>第 3 3 条</u> 監査役は、株主総会でこれを選任する。 — <u>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第 3 4 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 3 5 条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 3 6 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 3 7 条</u> 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日から 3 日前までに発するものとする。 但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 — <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 3 8 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、<u>監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 2 5 条 監査役会に関する事項については、監査役会で定める規則によるものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 2 6 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとし、営業年度の末日に決算を行なう。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 2 7 条 当社の利益配当金は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 3 9 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 4 0 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める規則による。</p> <p>(監査役 の 責 任 免 除)</p> <p>第 4 1 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 4 2 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 4 3 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう)を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第29条</u> 当社の利益配当金、中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第45条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</p>